

「朝倉市応援サポーター」設置要領

(設置)

第1条 朝倉市の魅力を市民目線で発掘し情報を発信することで市の認知度が向上し、朝倉市のファンを増加させることを目的に、「朝倉市応援サポーター」(以下「サポーター」という。)を置く。

(サポーターの要件)

第2条 サポーターは、市に深い理解と愛着を持ち、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第3条の規定によりサポーターとして登録した者とする。ただし、18歳未満である場合は保護者の同意を必要とする。

- (1) 市内在住の者
- (2) 市の出身者及びその家族
- (3) その他、朝倉市に興味・関心があり、その魅力を多くの方に伝えたいという個人・団体・法人等

(登録)

第3条 サポーターとして活動しようとする者は、別に指定する方法により登録にあたり必要とする事項を記入し市長へ届け出るものとする。なお、登録にあたり次の事項に承諾したものとみなす。

- (1) 本設置要領の記載事項
- (2) 朝倉市が、サポーターの住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報(「以下「サポーターの個人情報」という。)」を名簿に登録すること。
- (3) 朝倉市応援サポーター事業の運営上必要な場合に限り、事務局がサポーターの個人情報を利用すること。

2 前項に規定する登録にあたり必要とする事項とは、次の各号に記載するすべてのものをいう。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス
- (6) 活動内容
- (7) 朝倉市応援サポーターを知ることになった経緯

3 市長は、前2項の規定により、登録にあたり必要とする事項が届け出されたときは、その内容を審査し、第2条の要件に合致していると認めるときは、サポーターとして登録し、朝倉市応援サポーター登録証又は名刺を交付するものとする。

(任期)

第4条 サポーターの任期は1年とし、登録者が登録解除を申し出た場合又は第5条に規定す

る登録解除を行った場合を除き、任期を自動的に更新する。

(登録解除)

第5条 市長は、サポーターが次のいずれかの要件に該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) サポーターから登録解除の申し出があったとき。
- (2) 登録申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) サポーター(団体・法人であれば代表者等)が暴力団もしくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動もしくは違法な販売活動を行う者である場合。
- (4) サポーターが暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合。
- (5) 第7条の各号に掲げる禁止行為を行ったとき。
- (6) その他、市長が登録解除の必要を認めたとき

(活動)

第6条 サポーターは、朝倉市のファンが増加し関係人口の創出につながるように、市の魅力・情報発信のPR活動等を次のとおり行うものとする。

- (1) 口コミ、SNSの活用等、得意とする手段を用いた情報発信。
- (2) 市に有益な情報の収集及び提供。
- (3) 市が実施する各種イベントへの協力及び参加。
- (4) その他、朝倉市のファンが増加する活動や地域活性化の支援。

2 前項に規定する情報とは、自然環境、歴史、文化、産業、観光、食等あらゆる分野で朝倉市に関するものとする。

(禁止行為)

第7条 サポーターは本活動にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 朝倉市の名誉を毀損する行為又は本活動を妨げる行為。
- (3) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為。
- (4) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為。

(報酬等)

第8条 サポーターに対する報酬は、無給とする。

(情報提供等)

第9条 市長は、サポーターの活動に資するため、市政情報、観光情報、文化情報その他必要な情報を随時提供するものとする。

(庶務)

第10条 サポーターに関する庶務は、シティプロモーション課において処理する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。